

現行の本市計画に定める事項

国の計画・次期基本指針(※1)に定める事項

策定のポイント(※2)

| 基本理念 | | 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる 共生社会の実現 | | 基本理念 | 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援 | | 障害当事者の社会参加、能力の発揮、自己実現を強調 | |
|---------------|--------------|--|--|--|---|--|---|--|
| 重点課題 | | 1 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり 2 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり 3 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり | | 基本方向 | ① 社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に推進 ② 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保 ③ 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進 | | ① 各施策において、アクセシビリティ(利用のしやすさ等)向上の視点を導入 ② 障害当事者の主体的な参画等を考慮 ③ 差別解消に向けた環境整備の推進 | |
| 障害者計画 基本施策 | (重点課題1) | 1 保健・医療 | (1) 医療、リハビリテーション (2) 精神保健に対する施策 (3) 難病等に対する施策 (4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等 | 主な障害者施策の内容(市の施策と関連するものを抜粋) | ① 身近な地域で医療、リハビリが受けられる体制の充実 ② 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ③ 医療的ケアが必要な障害児への包括的支援 ④ 障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援 など | ②③ 医療的ケア児や精神障害者への支援、リハビリテーションなど医療機関との連携強化 ④ 障害特性等に配慮したきめ細かい相談支援の実施 ● 計画相談支援の一層の推進 | | |
| | | 2 福祉サービス、相談支援 | (1) 障害福祉サービス等 (2) 相談支援体制 | | | | | |
| | | 3 療育・教育 | (1) 療育 (2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育 (3) こころの教育・支援 | | | | | |
| | (重点課題2) | 4 雇用・就労 | (1) 雇用機会 (2) 多様な就労 | | ① 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実 ② 就労定着支援による職場定着の推進 ③ 福祉的就労の質の向上・底上げ(工賃向上) など | ①②③ 障害特性に応じた就労、学習や活動、地域への参画機会の確保・充実 ● 地域移行や「親亡き後」の生活に向けたグループホーム整備の促進 | | |
| | | 5 生活環境、移動・交通 | (1) 生活環境 (2) 移動環境 | | | | | |
| | | 6 スポーツ・文化、社会参加活動 | (1) スポーツ、文化芸術活動 (2) 社会参加活動等 | | | | | |
| | (重点課題3) | 7 安全・安心 | (1) 防災対策 (2) 防犯対策、消費者保護 | | ① 福祉避難所、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制 ② 障害特性に配慮した消費者相談 ③ 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ④ 障害者にも配慮したサービス・情報提供等の一層の促進(差別解消) ⑤ 相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止 ⑥ アクセシビリティに配慮した行政情報の提供 など | ①② 障害特性に応じた情報・コミュニケーション支援の推進 ③ 手話通訳など意思疎通支援体制の強化 ⑥ 行政サービス等における合理的配慮の一層の推進 ● 情報・コミュニケーション支援の推進 | | |
| | | 8 情報、啓発・差別の解消 | (1) 情報の利用のしやすさ (2) 理解・啓発活動及び差別解消 | | | | | |
| | | 9 権利擁護、行政サービス等における配慮 | (1) 権利擁護 (2) 行政サービス等における配慮 | | | | | |
| 障害福祉計画 | 目標 | 1 施設入所者の地域生活への移行に関する目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する目標 3 地域生活支援拠点等の整備に関する目標 4 福祉施設から一般就労への移行に関する目標 5 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標 | 成果目標 | ① 施設入所者の地域生活への移行(※ 削除: 同項目を「活動指標」として新たに設定) ② 障害者の地域生活の支援 ③ 福祉施設から一般就労への移行等 ④ 障害児支援の提供体制の整備等 ⑤ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 | ⑤ 令和5年度までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築 | | | |
| | 必要量見込みと確保の方策 | (1) 訪問系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 居住系サービス (4) 相談支援 (5) 地域生活支援事業 (6) 適正なサービス提供のための方策 | 活動指標 | ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催状況(精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム関係) ② 地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検証・検討状況 ③ 相談支援従事者研修等の活用 ④ 障害者自立支援審査支払システムでの審査結果の活用 など | ① 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた「協議の場」の運用 ④ 適正なサービス提供の一層の推進 | | | |

※1 国の次期基本指針については、現在、国の社会保障審議会(障害者部会)等で検討中のため、今後内容が変更される可能性があります。

※2 策定のポイント欄にある●の項目は、現行の本市計画における評価等を踏まえ、特に推進を図っていく取組となります。